



**地方裁判所における
刑事通常第一審事件の概況及び実情**

1 刑事通常第一審事件の概況

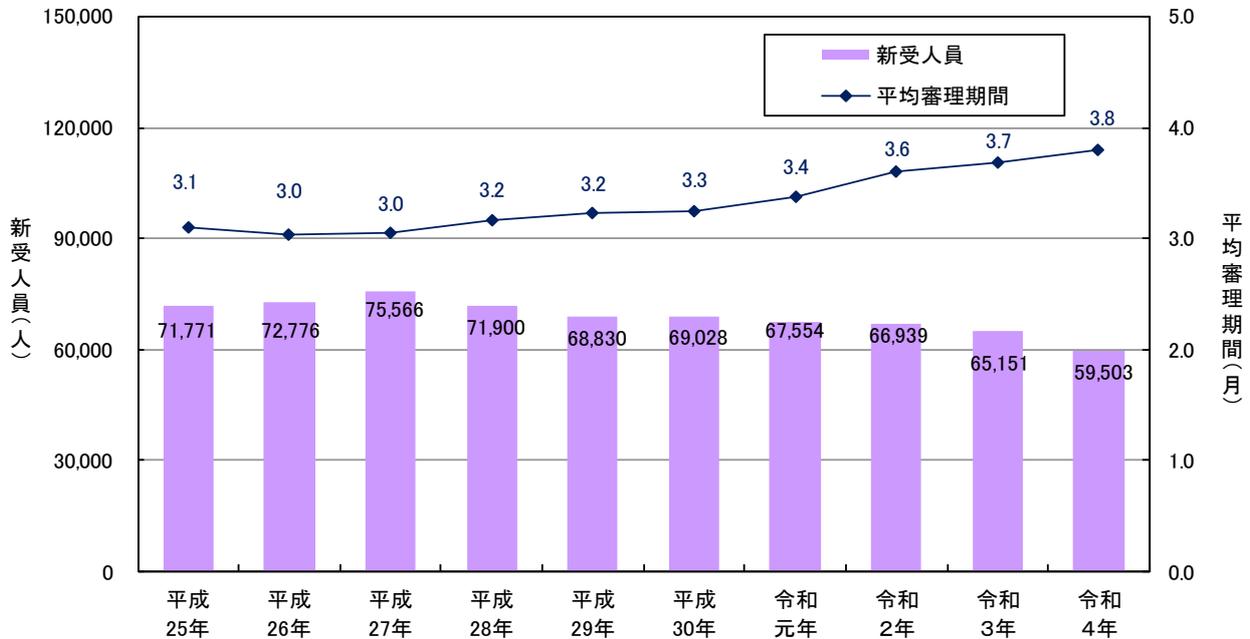
1. 1 刑事通常第一審事件全体の概況

刑事通常第一審事件全体について見ると、事件数（新受人員、終局人員）及び平均審理期間は、平成25年以降おおむね横ばいの状況にあったが、近年、事件数については減少傾向が、平均審理期間については長期化傾向がみられる。平均審理期間のうち、特に否認事件の平均審理期間の長期化傾向が顕著である。

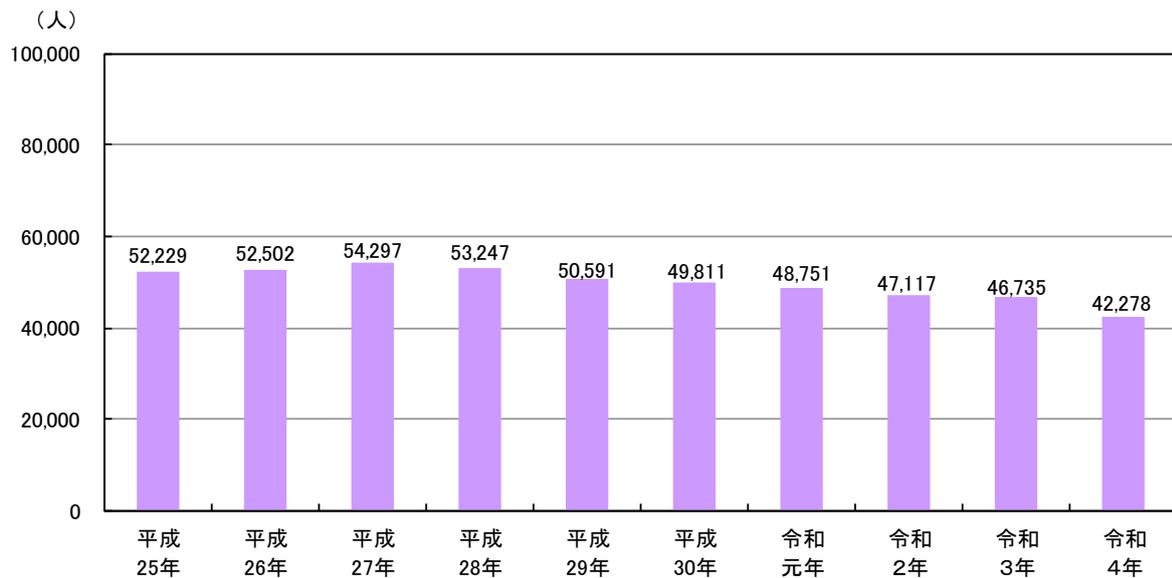
事案複雑等を事由とする長期係属実人員数については増加がみられるが、その余の主な統計データ（否認率、平均開廷回数、平均開廷間隔、平均証人尋問公判回数、平均被告人質問公判回数等）については前回から大きな変化はみられない。

刑事通常第一審事件¹の新受人員（延べ人員）²及び終局人員（実人員）³の推移については【図1】【図2】のとおりである。いずれについても、平成25年以降おおむね横ばいの状況にあったが、近年、減少傾向がみられる。

【図1】 新受人員（延べ人員）及び平均審理期間の推移



【図2】 刑事通常第一審事件の終局人員（実人員）の推移



¹ ここでいう「刑事通常第一審事件」とは、通常の公判手続による訴訟事件をいい、略式事件を含まない。

² 延べ人員とは、同一被告人について、追起訴があった都度1人として累積計上したものを指す。

³ 実人員とは、同一被告人について複数の起訴があっても、弁論終結時において弁論が併合されている限り1人として計上したものを指す。

主要罪名別終局人員については【表3】のとおりであり、前回と同様、窃盗、覚醒剤事犯、交通事犯が目立っている（第9回報告書129頁【表3】参照）。

【表3】 主要罪名別終局人員(実人員)

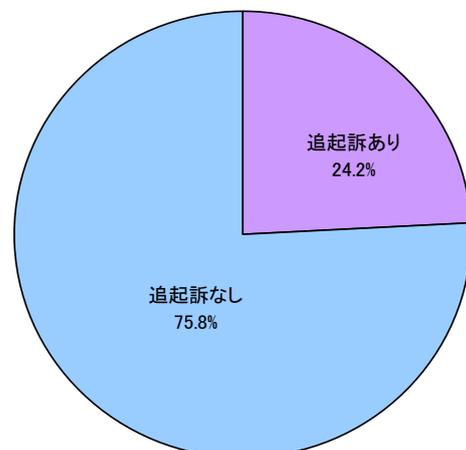
	窃盗	詐欺	傷害	強盗・同致死傷	強制性交等・同致死傷	業務上横領	恐喝	殺人	傷害致死	現住建造物等放火	贈・収賄	業務上・自動車運転過失致死傷	その他刑法犯	道路交通法違反	覚醒剤取締法違反	自動車運転死傷処罰法違反	出入国管理及び難民認定法違反	税法違反	銃砲刀剣類所持等取締法違反	公職選挙法違反	その他特別法犯	
通常一審全体	9,598	3,482	1,747	326	282	261	201	193	86	70	47	31	5,553	5,125	5,005	4,059	1,463	190	78	4	4,477	
うち裁判員裁判対象事件	-	-	4	143	48	-	1	189	86	70	-	-	120	-	31	17	-	-	11	-	-	33

- ※1 起訴罪名と認定罪名が異なる場合や罰条変更等の場合は、裁判員裁判対象事件の罪名と異なる罪名であっても、裁判員裁判対象事件として計上される。
- 2 裁判員裁判対象事件のうち、①裁判員法3条1項の除外決定があったもの、②裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴された人員を除く。
- 3 「強制性交等・同致死傷」には、処断罪が「強盗・同致死傷」及び「集団強盗・同致死傷」のものが含まれる。
- 4 「自動車運転死傷処罰法違反」には、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律2条から6条の各罪で終局した事件が計上されている。同法の施行日は、平成26年5月20日であり、同法附則14条により、同法の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとされているため、同日以前の危険運転致死傷(平成25年法律86号による改正前の刑法208条の2に係る罪)については、「その他刑法犯」欄に、同日以前の自動車運転過失致死傷(平成25年法律86号による改正前の刑法211条2項に係る罪)については、「業務上・自動車運転過失致死傷」欄に、それぞれ計上されている。

追起訴の有無別割合については【図4】

のとおりである。追起訴のある事件の割合は、前回とほぼ同様(24.2%)であり、全体の約4分の1を占める(第9回報告書129頁【図4】参照)。

【図4】 追起訴の有無別割合



刑事通常第一審事件の概況は【表5】のとおりである。

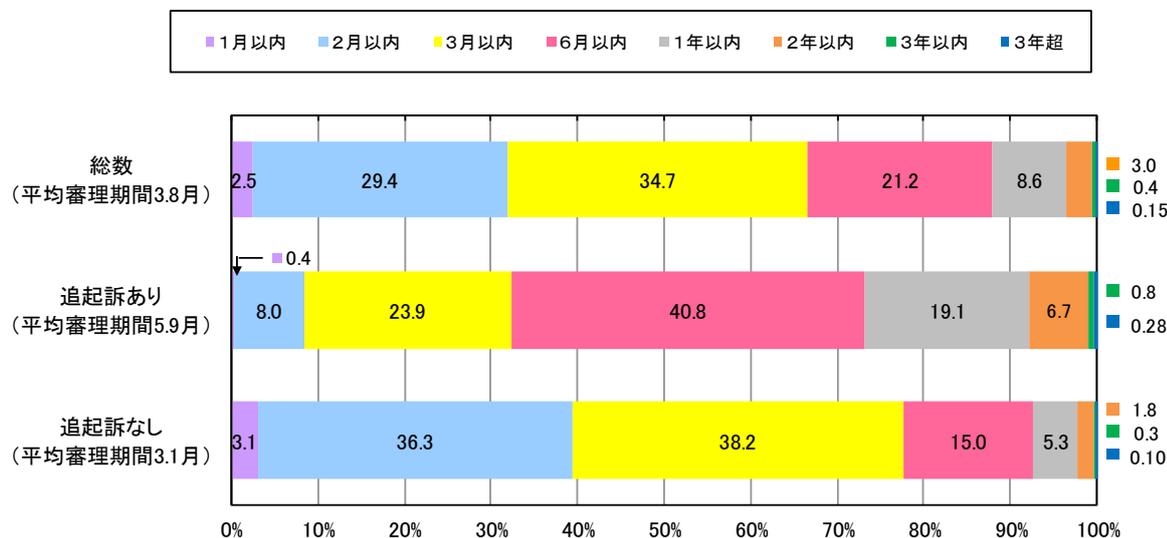
【表5】 刑事通常第一審事件の概況データ

	通常第一審全体	うち裁判員裁判対象事件 ※9、10
終局人員(実人員)	42,278	753
平均審理期間(月) ※1	3.8	13.8
受理から第1回 ※2	2.0	
第1回から終局 ※3	1.8	
審理期間が2年超の事件の割合(%)	0.5	8.2
平均開廷回数 ※4	2.7	5.4
平均開廷間隔(月)(受理から終局まで) ※5	1.4	
平均取調べ証人数	0.7	3.1
平均証人尋問公判回数 ※6	1.2	2.4
平均被告人質問公判回数 ※7	1.1	1.8
否認率(%)	8.9	52.9
弁護士選任率(%)	99.5	100.0
国選弁護士選任率(%) ※8	84.2	84.5
私選弁護士選任率(%) ※8	17.9	20.6
外国人(要通訳)率(%)	8.1	8.4
鑑定実施率(%)	0.3	7.7
検証実施率(%)	0.01	-

- ※1 平均審理期間は、審理期間区分ごとに設定された代表値(基本的には、各区分の中間値が代表値とされている。)に、各区分ごとの事件数を乗じたものの総合計を事件総数で除する形で算出されている。期間の区分は、1月以内・2月以内・3月以内・6月以内・1年以内・2年以内・3年以内・3年を超えるものの8区分である。
- ※2 受理から第1回公判期日までの平均期間は、受理から終局までの平均審理期間から、第1回公判期日から終局までの平均期間(算出方法については※3を参照)を控除して算出している。
- ※3 第1回公判期日から終局までの平均期間は、※1と同様の方法により算出している。したがって、同期間は、最短であっても0.5月となる。
- ※4 開廷回数とは、これまでの報告書と同様、実質審理(冒頭手続、証拠調べ手続、弁論手続又は判決宣告手続)を行った公判期日の開廷回数のほか、証拠調べを実施した公判準備期日の回数を含むものであり、平均開廷回数とは、公判を開いた被告人1人当たりのものをいい、移送など公判が開かれずに終局した事件については、平均開廷回数を算出する対象事件から除外した。
- ※5 平均開廷間隔とは、受理から終局までの平均審理期間を平均開廷回数で除したものをいう。
- ※6 平均証人尋問公判回数は、証人尋問が実施されずに終局した事件は除外して算出した。
- ※7 平均被告人質問公判回数は、被告人質問が実施されずに終局した事件は除外して算出した。
- ※8 国選弁護士と私選弁護士が同時に選任された事件や国選弁護士が解任された後に私選弁護士が就いた事件(その逆の場合も含む。)は、「国選弁護士選任率」及び「私選弁護士選任率」の双方に計上されているため、両者の合計は「弁護士選任率」を上回っている。
- ※9 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。
- ※10 裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴された人員を除く。

追起訴の有無別の平均審理期間については【図6】のとおりである。追起訴のある事件の平均審理期間は5.9月、追起訴のない事件の平均審理期間は3.1月であり、追起訴のある事件の平均審理期間は前回（5.3月）より若干長期化している（第9回報告書131頁【図6】参照）。

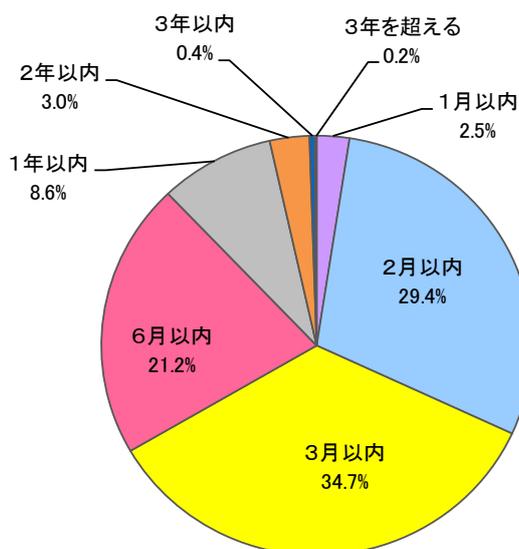
【図6】 追起訴の有無別平均審理期間及び審理期間の分布



※ 総数とは、2つ以上の項目がある場合の各件数を合算したものをいい、例えば、本図のとおり、追起訴の有無別においては、追起訴がある事件数とない事件数とを合算したものをいう。なお、類似の概念である「全体」については、【図11】の脚注を参照

審理期間の分布については【図7】のとおりであり、審理期間が3月以内の事件は、前回（66.8%）より若干減少して66.6%となり、3月超6月以内の事件も、前回（22.1%）より若干減少して21.2%となった。その一方で、審理期間が1年を超える事件は、前回（2.7%）より増加して3.6%となった（第9回報告書131頁【図7】参照）。

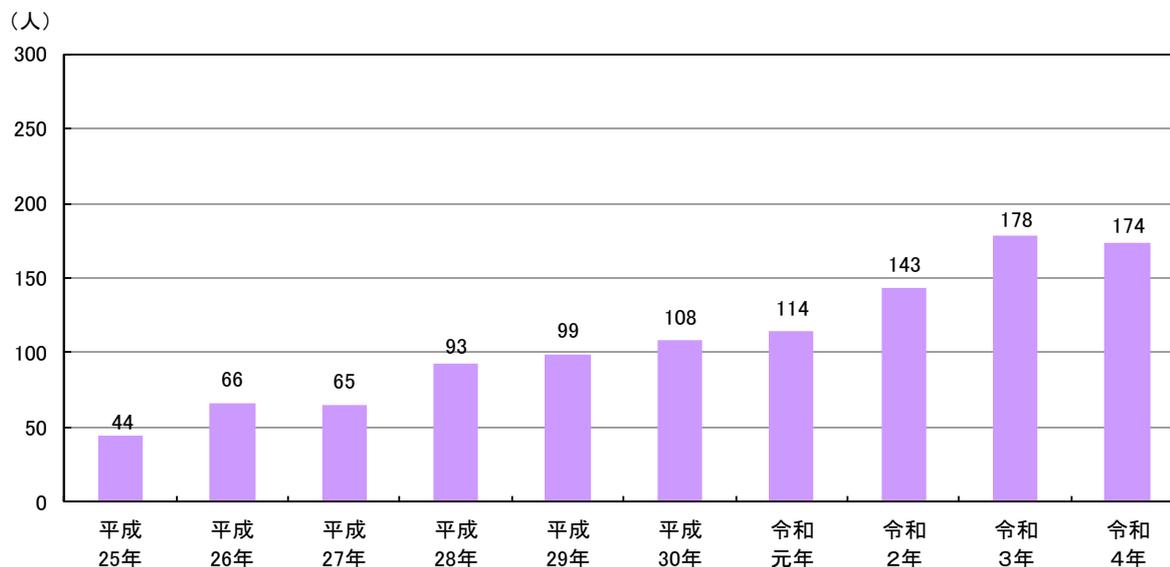
【図7】 審理期間の分布



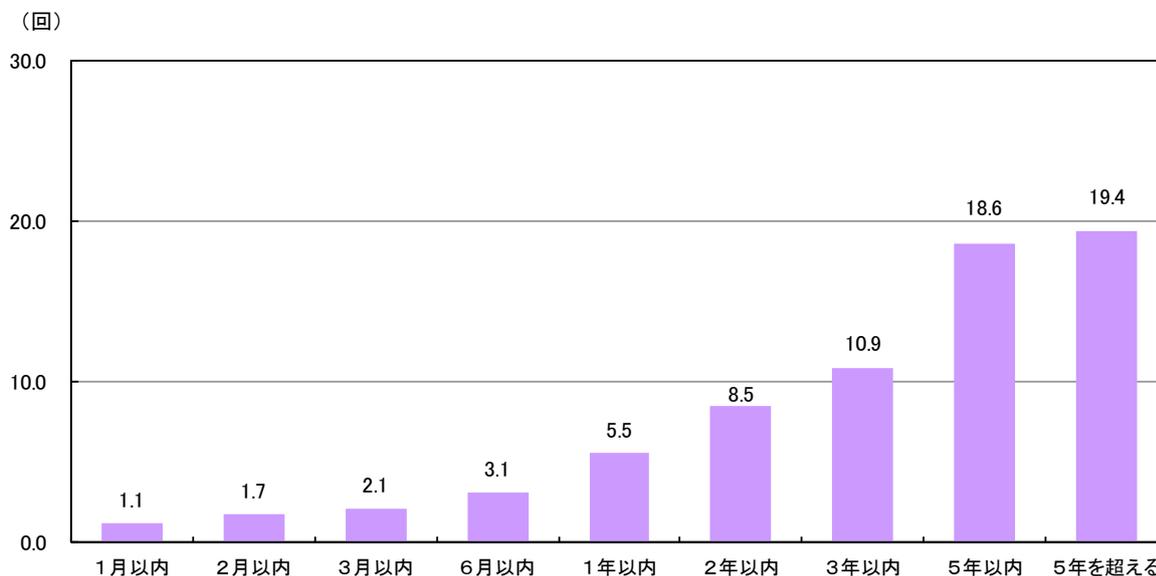
追起訴の有無別で見た審理期間の分布については【図6】のとおりであり、追起訴のない事件では審理期間が2月以内の事件が約4割を占めるのに対し、追起訴のある事件では、2月超3月以内、3月超6月以内の事件が合わせて約3分の2を占めていることは前回と同様である（第9回報告書131頁【図6】参照）。

事案複雑等を事由として2年を超える長期にわたって係属している実人員の推移については【図8】のとおりであり、前回（143人）から31人増加して174人となっている⁴。

【図8】 事案複雑等を事由とする長期係属実人員の推移



【図9】 審理期間別平均開廷回数



平均開廷回数⁵及び平均開廷間隔については【表5】【表10】のとおりであり、いずれも前回からほとんど変化は見られない（第9回報告書130頁【表5】、133頁【表10】参照）。

⁴ 長期係属事件の状況をより詳細に述べたものとして、最高裁判所事務総局刑事局「令和3年における刑事事件の概況(下)」法曹時報75巻3号16頁から37頁(令和3年)。

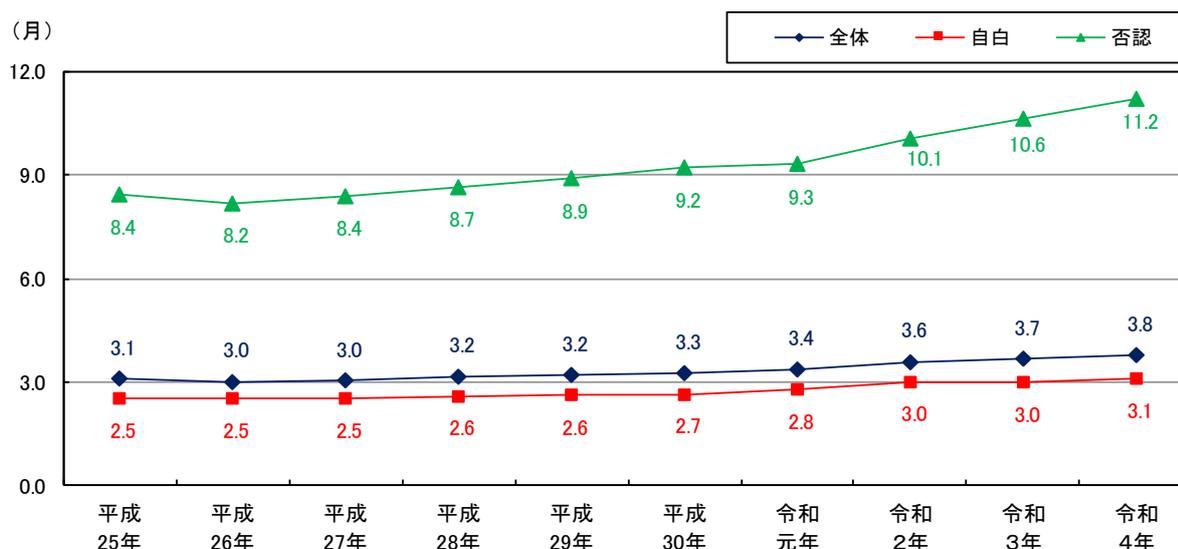
⁵ 開廷回数は、基本的には審理期間が長くなるほど増加する傾向である(【図9】)。

平均審理期間の推移（全体、自白、否認⁶）については【図11】のとおりである。自白事件及び否認事件のいずれについても長期化傾向がみられるが、特に否認事件の長期化傾向が顕著である。

【表10】 平均開廷間隔(全体・自白・否認)

	全体	自白	否認
平均開廷間隔(月)	1.4	1.3	1.7

【図11】 平均審理期間の推移(全体・自白・否認)



※ 全体とは、2つ以上の項目がある場合において、図表に掲載されている項目のほか、図表に掲載されていない項目をも含んだものをいい、例えば、本図のとおり、自白・否認別においては、自白及び否認以外に、被告事件についての陳述に入らずに終局した事件をも含む。なお、類似の概念である「総数」については、前掲【図6】の脚注を参照

公判前整理手続に付された人員と付されなかった人員に分けた場合の平均審理期間については【表12】【表13】のとおりであり、公判前整理手続に付された人員の平均審理期間は、前回（総数13.1月、自白9.9月、否認15.2月）より長期化している（総数15.0月、自白10.8月、否認17.9月）（第9回報告書134頁【表12】【表13】参照）。

⁶ 自白とは、終局の段階において全ての公訴事実を認め、かつ、法律上犯罪の成立を妨げる理由又は刑の減免の理由となる事実を主張していない場合をいう。否認とは、終局の段階において、公訴事実の全部若しくは一部を争い、又は、公訴事実を認めながら法律上犯罪の成立を妨げる理由若しくは刑の減免の理由となる事実を主張した場合及び被告人が終局の段階まで黙秘していた場合をいう。

【表12】 公判前整理手続の有無別の終局人員(実人員)及び平均審理期間

	総数	公判前整理手続に付されなかった人員			公判前整理手続に付された人員				
		自白	否認	その他	自白	否認	その他		
終局人員	42,278	41,349	36,890	3,208	1,251	(2.2) 929	(0.8) 358	(1.3) 559	(0.03) 12
平均審理期間(月)	3.8	3.5	3.0	10.1	1.9	15.0	10.8	17.9	7.4

※1 ()内は公判前整理手続実施率(%)である。

- 2 終局人員には被告事件についての陳述に入らずに終局した人員を含む。
- 3 「公判前整理手続に付された人員」欄の「その他」の12人は公判前整理手続に付されたが、被告事件についての陳述に入らずに公訴棄却、移送等で終局した人員である。
- 4 公判前整理手続に付され、かつ、期日間整理手続にも付された人員が58人ある。

【表13】 自白・否認別及び合議・単独別の公判前整理手続に付された終局人員(実人員)及び平均審理期間

	総数	終局人員	合 議				単 独	
			法定合議	裁判員裁判対象事件		裁定合議		
				裁判員裁判対象事件	非対象法定合議事件			
公判前整理手続	総数	終局人員	929	767	725	42	84	78
		平均審理期間(月)	15.0	14.1	13.6	21.4	24.3	14.4
うち自白	総数	終局人員	358	333	330	3	7	18
		平均審理期間(月)	10.8	10.5	10.6	9.0	23.1	10.7
うち否認	総数	終局人員	559	423	384	39	77	59
		平均審理期間(月)	17.9	17.0	16.5	22.4	24.4	15.7
うち被告事件についての陳述前に移送等で終局	総数	終局人員	12	11	11	-	-	1
		平均審理期間(月)	7.4	7.6	7.6	-	-	4.5
公判前整理手続実施率(%)			2.2	43.2	97.7	4.1	18.7	0.2

- ※1 裁判員裁判対象事件の公判前整理手続実施率が100%にならないのは、公判前整理手続に付される前に移送等で終局した事件や、裁判員裁判対象事件以外の事件について、公判前整理手続に付されずに公判を開いた後、罰条の変更等により裁判員裁判対象事件になり、期日間整理手続に付された事件等があるためである。
- 2 合議単独別の人員は処断罪名を基準として集計しているため、この表の裁判員裁判対象事件には、裁判員の参加した合議体により審理終局したが、終局時の罪名が法定合議事件に当たらない人員は含まれない。
- 3 「裁判員裁判対象事件」は、裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。
- 4 「裁判員裁判対象事件」は、裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴された人員を除く。

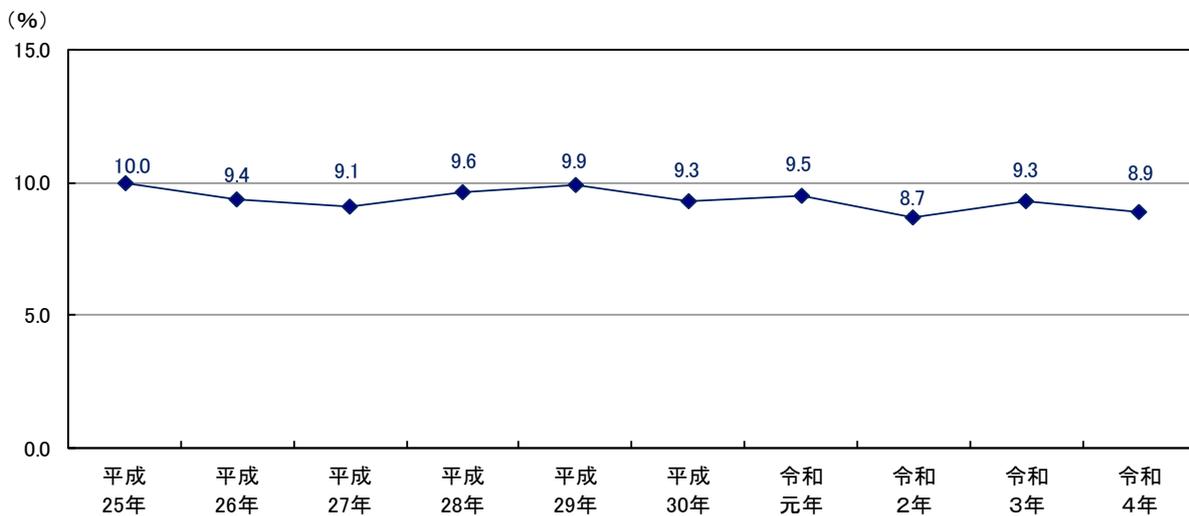
否認率については【図14】のとおりであり、多少の増減はあるものの、おおむね横ばいの状況にある。

審理の状況に関するその余の統計データを見ると、平均取調べ証人数（0.7人）を始めとして、平均証人尋問公判回数（1.2回）、平均被告人質問公判回数（1.1回）、鑑定実施率（0.3%）、検証実施率（0.01%）といった証拠調べの実施状況については【表5】【表15】【表16】のとおりであり、前回から大きな変化はみられない（第9回報告書130頁【表5】、135頁【表15】【表16】参照）。

なお、弁護士選任率や外国人（要通訳）率は【表5】のとおりであり、弁護士選任率（99.5%）は、前回から変化は見られないが、外国人（要通訳）率（8.1%）は、前回（9.3%）より減少している（第9回報告書130頁【表5】参照）。

控訴率（全体11.5%、自白8.4%、否認42.7%）については【表17】のとおりであり、前回（全体11.9%、自白9.1%、否認40.9%）から大きな変化はみられない（第9回報告書135頁【表17】参照）。

【図14】 否認率の推移



【表15】 平均証人尋問公判回数
(全体・自白・否認)

	全体	自白	否認
平均証人尋問公判回数	1.2	1.0	2.4

【表16】 平均被告人質問公判回数
(全体・自白・否認)

	全体	自白	否認
平均被告人質問公判回数	1.1	1.1	1.6

【表17】 控訴率(全体・自白・否認)

	全体	自白	否認
控訴率	11.5%	8.4%	42.7%

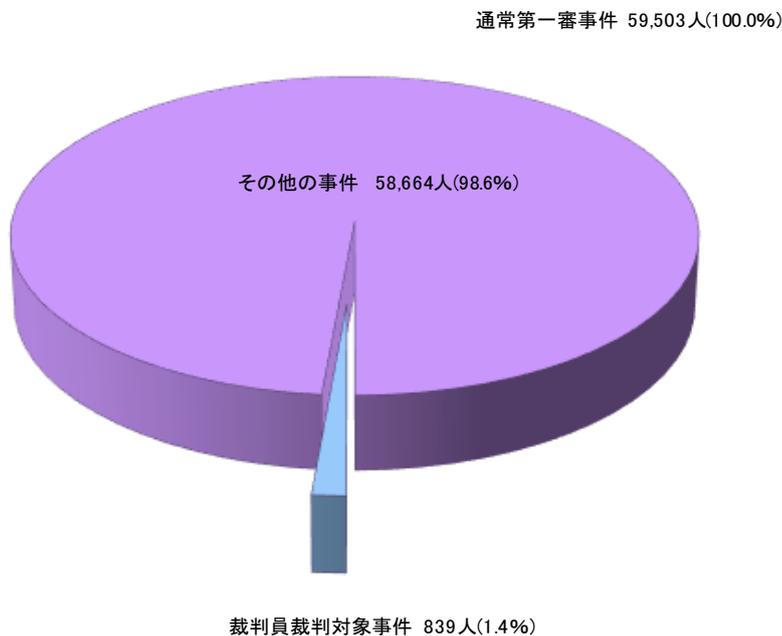
※ 控訴率は判決人員(有罪(一部無罪を含む。))及び無罪人員の合計)に対する控訴人員の割合である。

1. 2 裁判員裁判対象事件の概況

裁判員裁判対象事件の新受人員及び判決人員は、近年はおおむね横ばいの状況にあったが、全体としてみると減少傾向にある。平均審理期間及び審理期間の大半を占める公判前整理手続期間については、いずれも、一時は長期化傾向に歯止めが掛かっていたが、近年再び長期化傾向がみられる。

裁判員裁判対象事件（裁判員法施行後に起訴された同法2条1項各号に該当する事件及び同法5条本文に該当する事件）が全体に占める割合（新受人員での割合）は、【図18】のとおり僅かであるが、現在の刑事訴訟において裁判員裁判の適正・充実・迅速化は最大の課題となっていることから、今回の検証においても、裁判員裁判対象事件に限定した概況の説明を別項目で行うこととした。

【図18】 刑事通常第一審事件及び裁判員裁判対象事件の新受人員



※1 延べ人員である。

2 通常第一審事件には再審事件を含む。

3 「裁判員裁判対象事件」には、裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴された裁判員裁判対象事件は含まれない。

まず、事件数の動向については【表 19】 【図 20】 のとおりである。新受人員は、平成 28 年まで減少傾向が続き、その後横ばいの状況が続いていたが、前回 (1,004 人) から減少して 839 人となっており、近年再び減少傾向がみられる。判決人員についても、前回 (905 人) から減少して 738 人となっており、新受人員と同様に、近年再び減少傾向がみられる。なお、【表 19】 では、累計の新受人員の多い順に、罪名別の人員数を掲げているところ、強盗致傷、殺人の各罪名が突出して多い傾向が読み取れる。

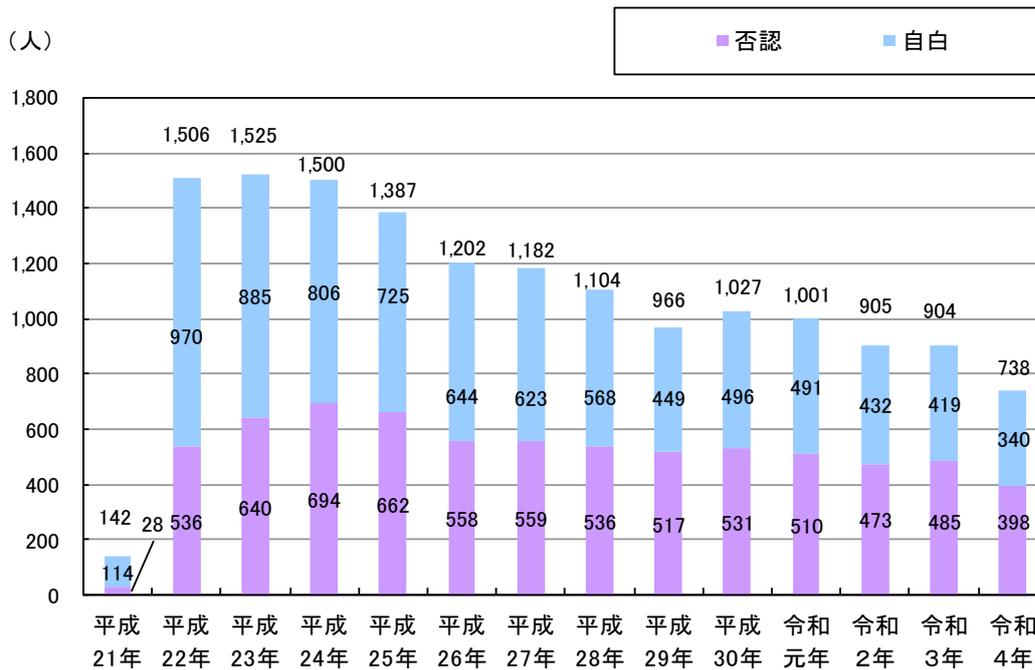
【表19】 罪名別新受人員の推移

	累計	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年
総数	17,484	1,196	1,797	1,785	1,457	1,465	1,393	1,333	1,077	1,122	1,090	1,133	1,004	793	839
強盗致傷	4,009	295	468	411	329	342	321	290	224	253	281	222	304	136	133
殺人	3,915	270	350	371	313	303	302	303	255	278	250	255	217	220	228
現住建造物等放火	1,719	98	179	167	128	141	136	162	124	105	115	100	97	87	80
覚醒剤取締法違反	1,495	90	153	173	105	105	129	58	67	102	96	252	77	28	60
傷害致死	1,476	70	141	169	146	136	131	107	103	96	82	71	57	82	85
(準)強制わいせつ致死傷	1,371	58	105	105	109	133	131	111	115	90	104	77	90	69	74
(準)強制性交等致死傷	1,162	88	111	137	124	121	91	104	75	65	47	55	47	47	50
強盗・強制性交等	578	61	99	83	59	57	36	34	20	21	24	18	28	23	15
強盗致死(強盗殺人)	415	51	43	37	37	37	27	35	22	19	23	21	33	12	18
偽造通貨行使	299	34	60	30	34	12	4	20	7	13	18	20	5	11	31
危険運転致死	288	13	17	20	27	21	23	28	28	18	7	16	22	25	23
通貨偽造	133	14	18	20	19	17	4	8	6	11	5	5	1	4	1
銃刀法違反	132	13	5	3	4	10	10	15	10	16	16	7	9	5	9
保護責任者遺棄致死	106	7	9	12	4	5	7	5	6	10	11	6	11	3	10
集団(準)強姦致死傷	79	13	2	17	6	9	17	8	1	4	2	-	-	-	-
逮捕監禁致死	71	4	18	21	1	4	3	2	1	5	4	-	-	-	8
組織的犯罪処罰法違反	55	6	5	-	-	3	14	18	1	7	-	1	-	-	-
麻薬特例法違反	32	1	5	3	2	1	1	11	3	2	1	1	-	-	1
身の代金拐取	31	-	3	-	1	1	1	-	3	1	-	1	2	8	10
拐取者身の代金取得等	30	-	-	-	-	-	-	2	1	-	2	1	-	22	2
爆発物取締罰則違反	20	6	-	-	5	2	-	2	1	1	-	-	1	2	-
麻薬取締法違反	10	1	3	1	2	2	-	-	-	-	-	1	-	-	-
強盗・強制性交等致死	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-
その他	56	3	3	5	2	3	5	10	4	5	2	3	3	7	1

※1 延べ人員である。

- 2 受理後の罰条の変更等により、裁判員裁判対象事件になったものを含まず、同事件に該当しなくなったものは含む。
- 3 1通の起訴状で複数の罪名の異なる裁判員裁判対象事件が起訴された場合は、法定刑の最も重い罪名に計上した。
- 4 未遂処罰規定のある罪名については、未遂のものを含む。
- 5 「(準)強制わいせつ致死傷」は、監護者わいせつ致死傷を含む。
- 6 「(準)強制性交等致死傷」は、監護者性交等致死傷及び平成29年法律第72号による改正前の(準)強姦致死傷を含む。
- 7 「強盗・強制性交等」は、平成29年法律第72号による改正前の強盗強姦を含む。
- 8 「強盗・強制性交等致死」は、平成29年法律第72号による改正前の強盗強姦致死を含む。
- 9 「危険運転致死」は、平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2及び自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律2条に規定する罪である。
- 10 「銃刀法」は、「銃砲刀剣類所持等取締法」の略である。
- 11 「組織的犯罪処罰法」は、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」の略である。
- 12 「麻薬特例法」は、「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」の略である。
- 13 「麻薬取締法」は、「麻薬及び向精神薬取締法」の略である。
- 14 裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴された人員を除く。

【図20】 裁判員裁判対象事件における判決人員の推移(自白・否認)



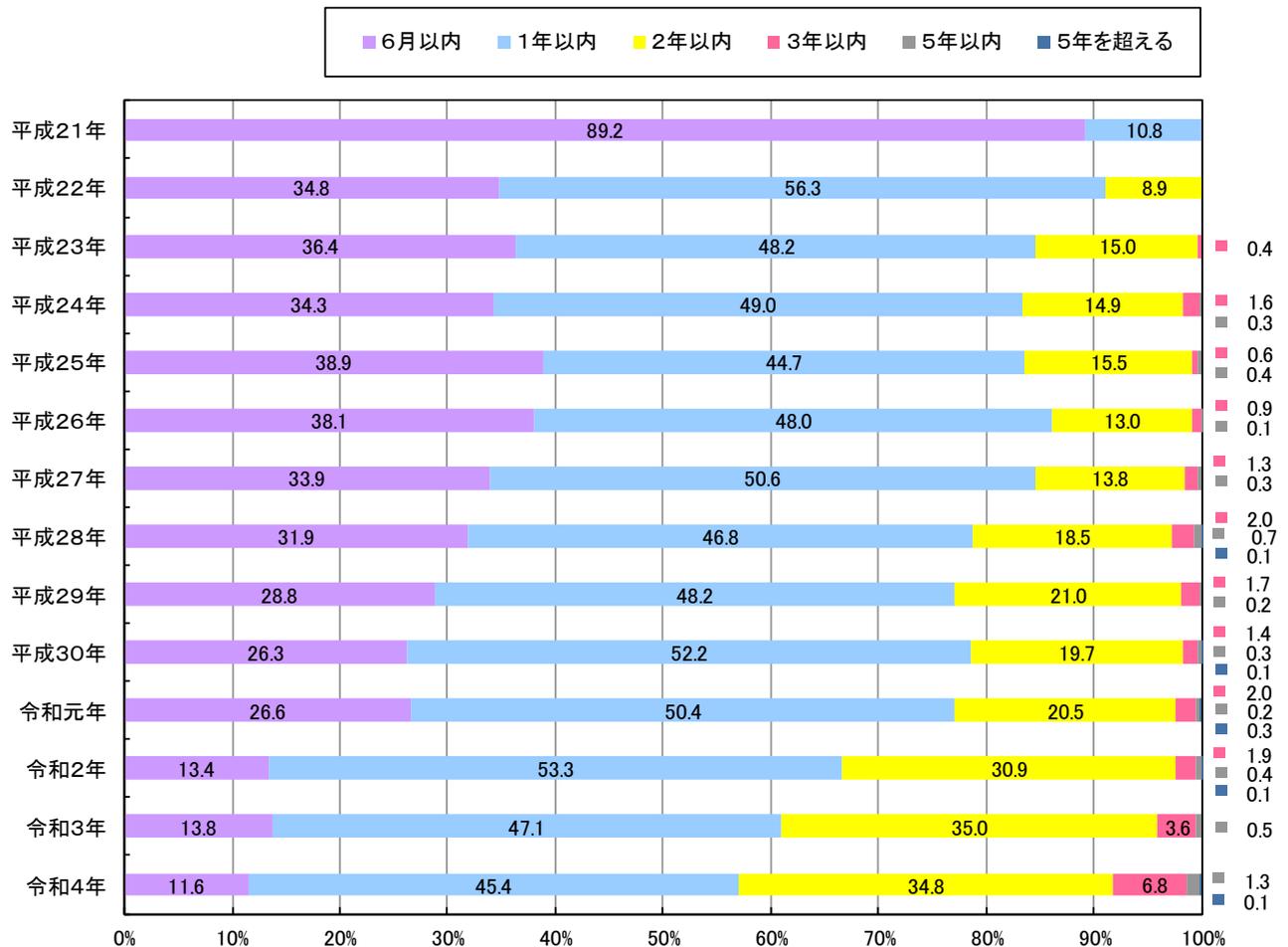
- ※1 判決人員は実人員である。
- 2 判決人員には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったものを含まない。
- 3 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。

否認率については【表5】【図20】⁷のとおりであり、終局人員で52.9%、判決人員で53.9%と、いずれも前回と同様、半数を超えている（第9回報告書130頁【表5】、138頁【図20】参照）。

次に、平均審理期間（終局人員）については【表5】のとおり、前回（11.8月）より長期化して13.8月となっており、審理期間が2年を超える事件の割合も、前回（2.5%）より5.7%増加して8.2%となっている（第9回報告書130頁【表5】参照）。審理期間の分布については【図21】のとおりであり、審理期間が6月以内の事件は、前回（13.4%）より減少して11.6%となった一方で、1年超2年以内の事件が前回（30.9%）より増加して34.8%となった（第9回報告書139頁【図21】参照）。

⁷ 【表5】と【図20】とで、数値に若干相違があるのは、前者には、公訴棄却判決、公訴棄却決定、移送その他による終局人員が含まれるためである（なお、【図20】の注2も参照）。

【図21】 裁判員裁判対象事件における審理期間別事件割合の推移



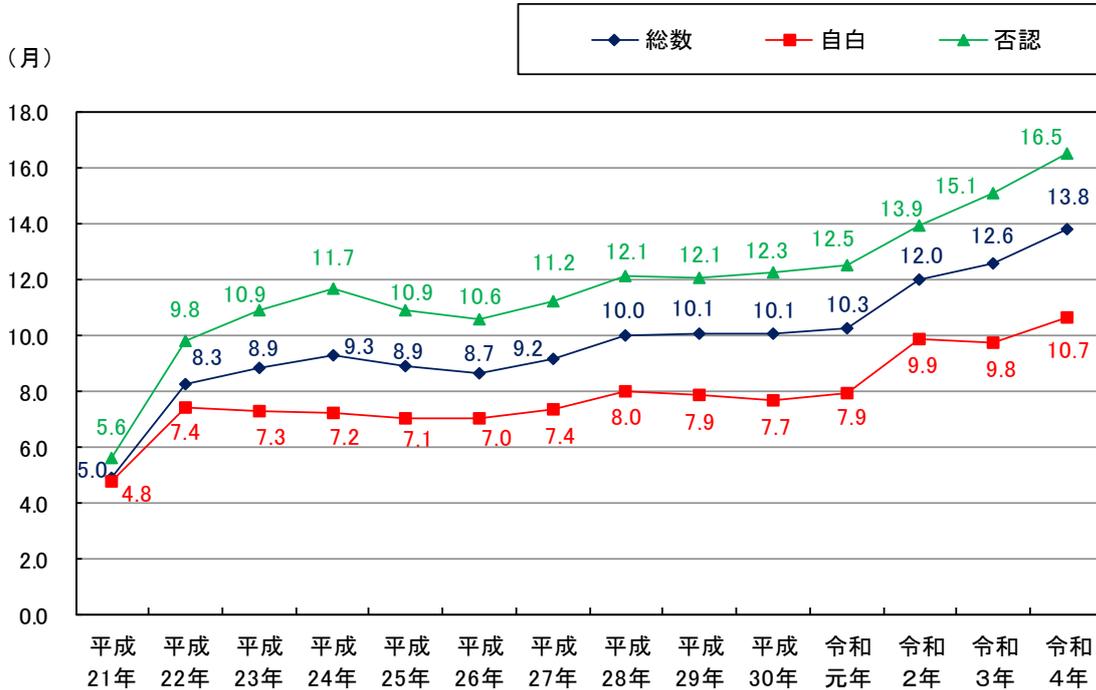
※1 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。
 2 裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴された人員を除く。

平均審理期間（判決人員）は【図22】のとおりであり、公判前整理手続期間の平均は【図23】のとおりである。いずれについても、一時は長期化傾向に歯止めが掛かっていたが、近年は再び長期化傾向となっている。

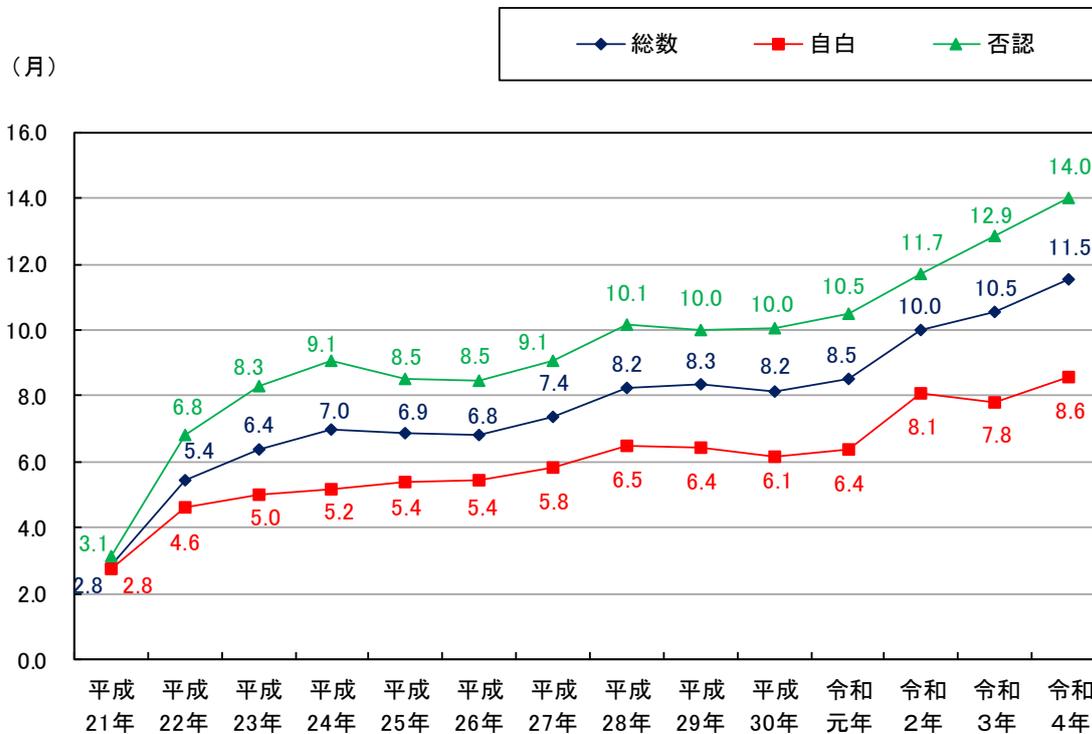
審理期間の内訳をみると、【図24】のとおり、公判前整理手続期間が審理期間の大半を占め、公判前整理手続期間が長期化すると審理期間も長期化する関係にある。更に公判前整理手続期間別の事件割合の推移をみると、【図25】のとおり、前回の令和2年の時点では、手続期間別で長期分の割合が増えた結果、全体的に公判前整理手続期間が長期化しているとみて取れたところ、令和2年から令和4年の3年間で比較してみると、6月以内及び1年超1年6月以内については大きな変動はなく、他方で、1年6月超については大きく増加しているなどといった、前回とはやや異なる傾向がみられる。

平均開廷回数については【表5】のとおり5.4回となっており、前回（4.7回）から若干増加している（第9回報告書130頁【表5】参照）。

【図22】 裁判員裁判対象事件における判決人員の平均審理期間の推移
(総数・自白・否認)

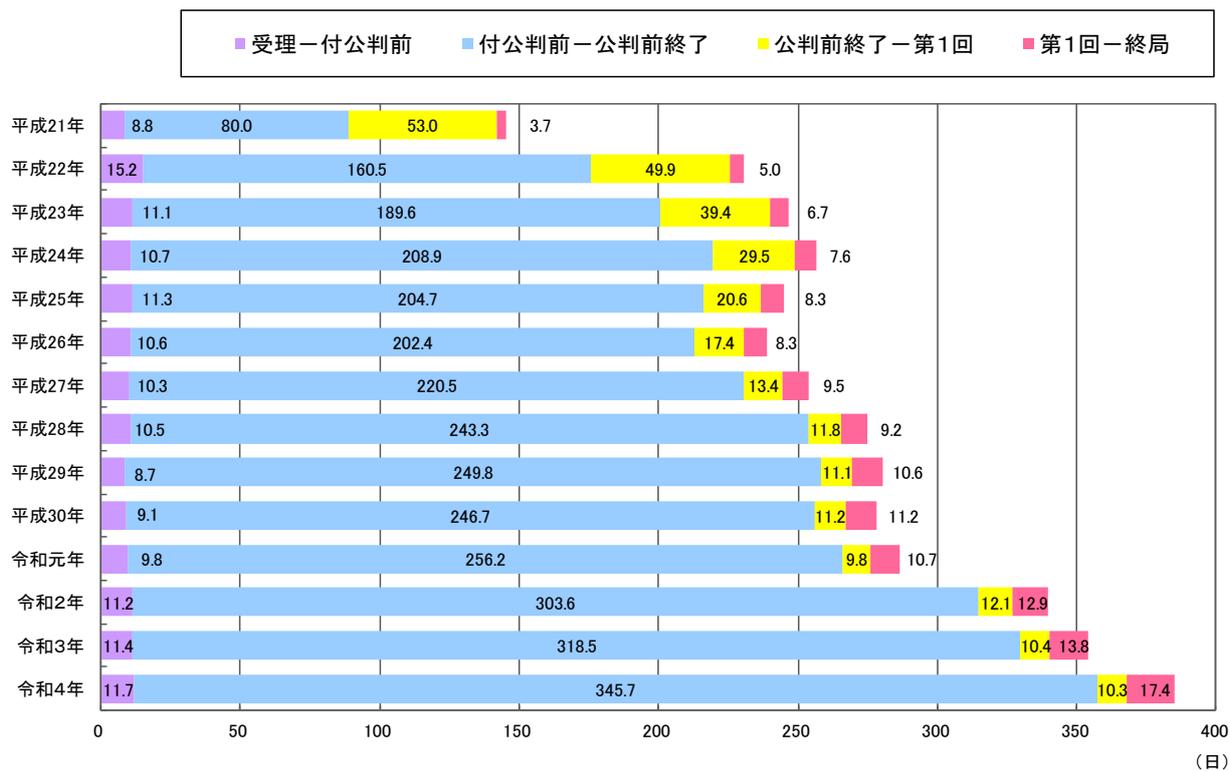


【図23】 裁判員裁判対象事件における判決人員の公判前整理手続期間の平均の推移(総数・自白・否認)



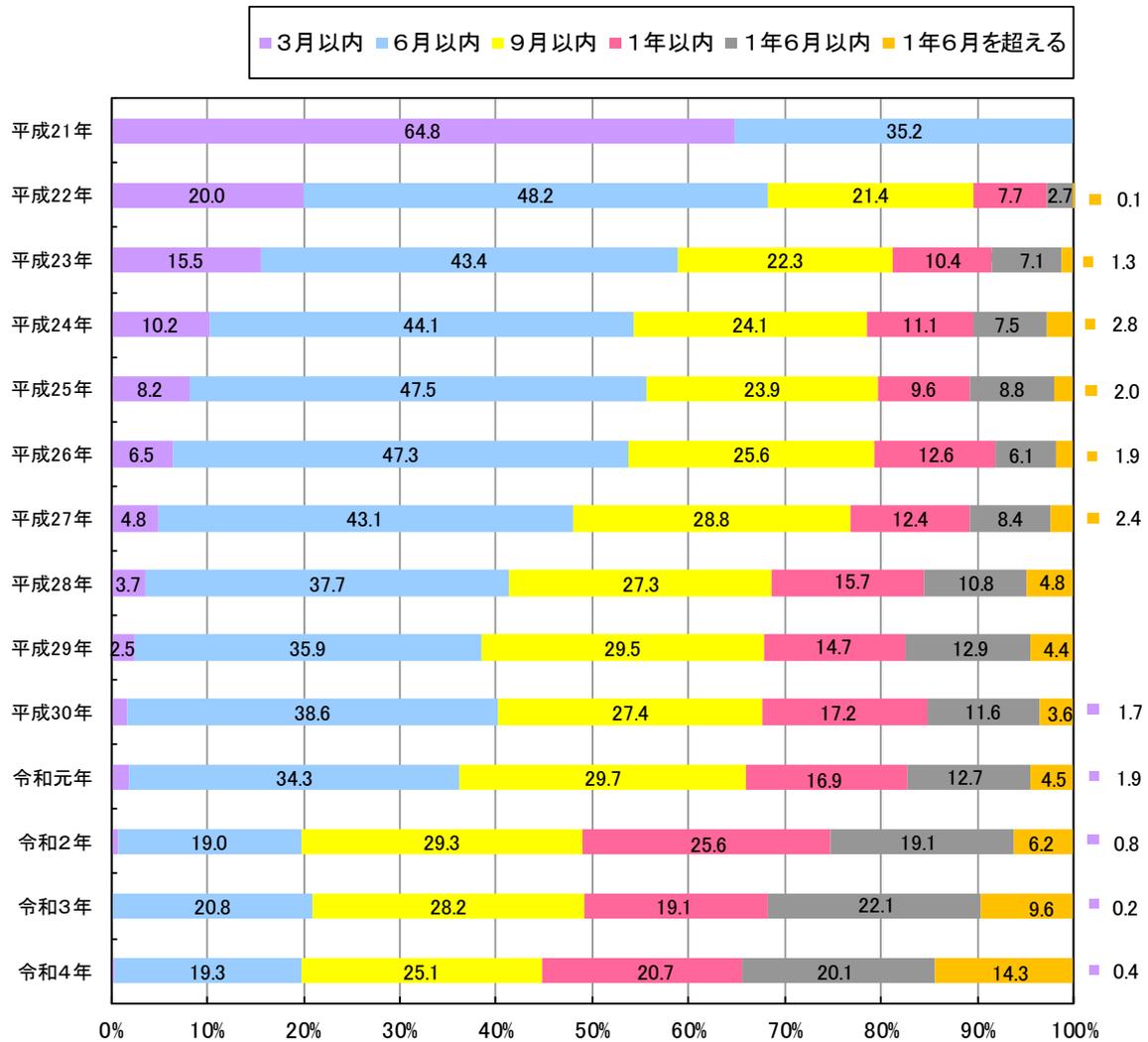
※ 「公判前整理手続期間の平均(月)」は、裁判員裁判対象事件以外の事件で公判前整理手続に付されずに公判を開いた後、罰条の変更等により裁判員裁判対象事件になり、期日間整理手続に付されたもの等を除外して算出した。

【図24】審理段階別の平均日数の推移



- ※1 公判を開いた後に公判前整理手続等に付された事件(例:裁判員裁判対象事件以外の事件係属中に裁判員裁判対象事件の追起訴があった事件等)を除く。
- 2 公判前整理手続を一旦終了し、裁判員候補者の呼出しを行った後、第1回公判期日の前に、公判前整理手続を再開したものがあ
- 3 日数の平均によるため、【図22】【図23】の平均審理期間及び公判前整理手続期間の平均とは一致しない。

【図25】 裁判員裁判対象事件における判決人員の公判前整理手続期間別事件割合の推移



- ※1 判決人員は実人員である。
- 2 判決人員は裁判員裁判対象事件以外の事件について、公判前整理手続に付されずに公判を開いた後、罰条の変更等により裁判員裁判対象事件になり、期日間整理手続に付されたもの等を除外して算出した。
- 3 判決人員には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったものを含まない。
- 4 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。

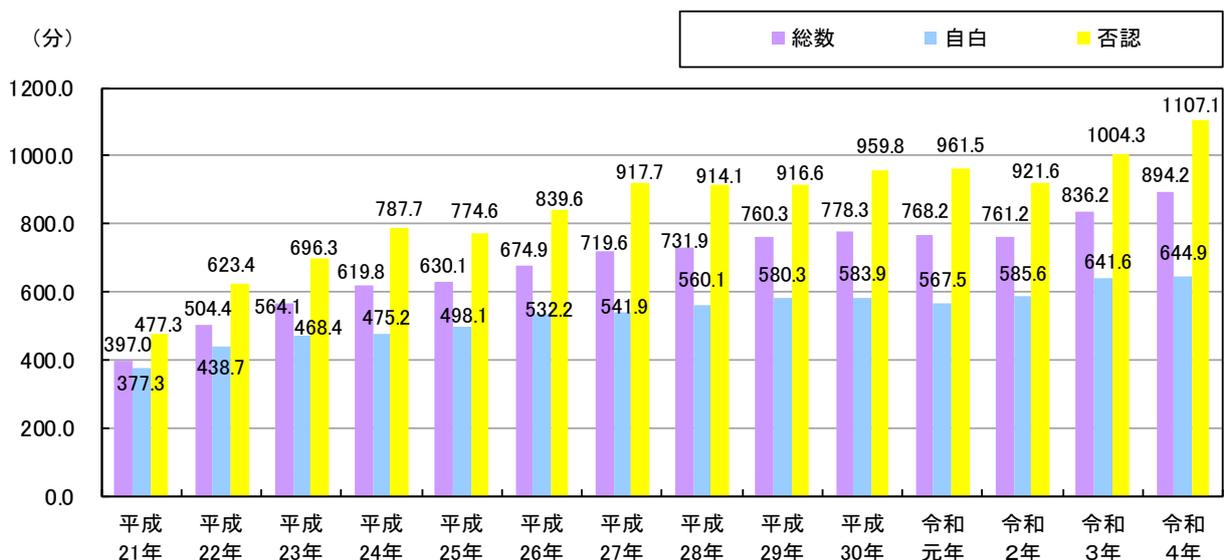
平均評議時間の推移については【図26】のとおりであり、自白事件では、前回(585.6分)より増加して644.9分となり、否認事件についても、前回(921.6分)より185.5分増加して1,107.1分となり、増加傾向にある。

弁護人選任率(100.0%)は、前回とほぼ同様であるが、外国人(要通訳)率(8.4%)は、前回(18.2%)より減少している。また、証拠調べの実施状況については、平均取調べ証人数(3.1人)、平均証人尋問公判回数(2.4回)、平均被告人質問公判回数(1.8回)及び鑑定実施率(7.7%)がいずれも前回(それぞれ2.6人、2.1回、1.6回、6.6%)より増加している一方で、検証実施率(0.0%)に大きな変化は見られない。

(【表5】)(第9回報告書130頁【表5】参照)

なお、自白事件における検察官請求証人の取調べ人数(その多くは犯情関係と思われる。)は、0.7人となっており、裁判員法施行直後の時期(平成22年は0.4人)より増加している(「裁判員裁判の実施状況について⁸⁾10頁【表8】)。この状況は前回から継続しており、自白事件であっても、裁判員が法廷で臨場感を持って心証を形成することができるよう⁹⁾、重要な犯情事実に関する立証が人証によって行われるという運用が一般化したといえる。^{10) 11)}

【図26】 平均評議時間の推移(総数・自白・否認)



※ 評議時間には、中間評議に要した時間を含まない。

⁸⁾ この資料は、最高裁判所ウェブサイトから閲覧することができる。

<https://www.saibanin.courts.go.jp/shiryo/index.html>

⁹⁾ 裁判員経験者を対象としたアンケートにおいても、疑問点を直接尋ねることができる、心情・態度等が分かりやすい、信用性の判断もしやすいなどといった理由から、人証の方が書証より分かりやすいという意見が多数を占めた(最高裁判所事務局「裁判員裁判実施状況の検証報告書」76頁図表41(平成24年)参照)。

¹⁰⁾ もとより、性犯罪の被害者を始めとして、証人の二次被害等への配慮が必要であることは言うまでもない。

¹¹⁾ 統計上は把握しにくいですが、自白事件において、罪体に関する被告人質問を乙号証(被告人の供述調書等)の取調べに先立って実施し、被告人供述が得られて必要性がなくなれば乙号証は採用しないといった方法で、被告人質問の局面でも公判中心主義、直接主義を実質化しようという取組も定着しつつある。

2 刑事通常第一審事件に係る実情調査の結果

1 実情調査の位置付け（目的）

刑事事件については、これまでの報告書において指摘したとおり、裁判員裁判対象事件における公判前整理手続が長期化しており、充実した公判前整理手続を迅速に行うことが重要な課題となっている。その長期化の要因については、統計数値の分析だけでは把握し難いことから、第8回検証から実情調査を実施し、公判前整理手続の長期化要因や公判前整理手続の充実・迅速化に向けて採られている方策等について聴取を行った。これまでの報告書では、公判前整理手続の長期化については、事件内容の変化、当事者の訴訟活動、裁判所の訴訟指揮など様々な要因が複合的に影響を及ぼしていると考えられるとした上で、このうち①事件内容の変化の要因は、科学技術の進展や社会情勢の変化等を背景とするいわば外在的なものであり、訴訟関係者の取組によって直ちに改善を図ることは容易ではないが、②当事者の訴訟活動や裁判所の訴訟指揮については、公判前整理手続の充実・迅速化に向けて、公判前整理手続では何をどの程度詳細に整理すべきか、裁判所と当事者の役割分担はどうあるべきかといった公判前整理手続の基本的な在り方について、法曹三者で議論を深め、共通認識を形成していくことで、この要因による長期化を改善する余地があると指摘したところである。

今回の検証においては、これまでの実情調査の結果からの経年変化や、庁の規模や地域性による対比を行う観点から、これまでと同様、公判前整理手続の長期化要因や公判前整理手続の充実・迅速化に向けて採られている方策等について調査を行うこととし、令和4年3月及び10月に、大規模庁及び中規模庁の地方裁判所本庁各1庁の計2庁の裁判所並びにこれらの裁判所に対応する検察庁及び単位弁護士会に対して実情調査を実施した。

実情調査の結果の要点は、次のとおりである。

2 実情調査の結果

（1）公判前整理手続の長期化要因等について

ア 事件内容の変化について

事件内容の変化（電子メールや防犯カメラ映像等の客観的証拠の増加、科学的・専門的知見が問題となる事件の増加、否認事件の増加）が公判前整理手続の長期化に影響していることについては、これまでの実情調査とおおむね同様の認識が法曹三者から示された。

（ア）電子メールや防犯カメラ映像等の客観的証拠の増加

電子メールやクラウド上のデータ、防犯カメラ映像のような客観的証拠については、性質上、その量が膨大なものとなりやすい上、スマートフォン自体の記憶容量の増加、クラウド利用の一般化、防犯カメラの設置台数の増加などから、更に証拠の量が増えてきているとの認識が法曹三者から示された。検察官の側からは、限られた人員の中で膨大な量の客観的証拠の解析等をするために時間を要する場合もあることが紹介された。また、弁護人の側からも、電子メール等の客観的証拠については、事件に関係するか否かを峻別するのも時間を要することや、開示された証拠が録音・録画の場合、文字情報とは異なり、確認に時間を要し、特に身柄拘束された被告人の場合には接見室で弁護人がパソコン操作をして確認してもらう手間を要することなどから検討に多くの手間と時間が必要となることが紹介された。このように、検察官と弁護人の双方から、電子メール等の客観的証拠の増加が公判前整理手続の長期化に大きな影響を与えているといった意見が出された。他方、裁判所からは、例えば、共謀が争点になる事件ではメールが決め手になるが、必ずしもそうではない事件もあるとの意見や、客観的証拠が決め手になり得る事件であっても、並行して他の争点の準備を進めることによって迅速化を図ることができるため、この種の証拠の増加

が長期化に直結するとまではいえないとの意見もあった。

(イ) 科学的・専門的知見が問題となる事件の増加

責任能力のみならず、法医学等、科学的・専門的知見が問題となる事件が増加していること、弁護士も協力医等に依頼することも増えてきているため、その当事者双方が証人請求をする事件も増加していることなどの認識が法曹三者から示された。また、このような事件では、弁護士における主張の検討や専門家への協力の取付けに時間を要し、また、その主張・立証の内容によっては、検察官も反論の立証を検討するため、時間を要しているとの認識も法曹三者共通であった。特に、当該分野の専門家が少ない地域においては、専門家の確保や協力を得るための調整に労力を要することがあるとの指摘もあった。

責任能力や死因を争う事件類型においては、鑑定（再鑑定）について、当事者の側から、鑑定の採否を巡る検察官と弁護士との主張の応酬や、裁判所による採否の判断に時間を要するとの指摘があった。これに対し、裁判所の側からは、鑑定の採否の判断に時間をかけることはせず、速やかに採否の判断をすることを意識しているとの紹介があった。また、責任能力が争われる事件については、審理の進め方や判断枠組み等についてある程度法曹三者の間で共通認識ができてきており、例えば、弁護士が協力医からの意見聴取を経るまでもなく、法律家としての視点に立脚して、起訴前鑑定の基礎資料に問題があるなどとして鑑定請求する事案もあるなど、以前と比べるとプラクティスが確立してきているとの指摘があった。他方、死因など法医学の専門的知見が問題となる事件については、責任能力が問題となる事件のように判断枠組みが整理されておらず、専門家の知見も多岐にわたり、プラクティスの蓄積が少ないため、法曹三者で共通のイメージを持ちながら進めていくのが難しいとの意見が出された。

(ウ) 捜査段階で黙秘する事件の増加

捜査段階で黙秘する事件が増加しているとの認識が法曹三者から示された。もっとも、黙秘することそれ自体で長期化するわけではなく、公判前整理手続における当事者の訴訟活動や裁判所の訴訟指揮次第であるとの認識が法曹三者から示された。すなわち、検察官や裁判所の側からは、捜査段階が黙秘でも、弁護士が公判前整理手続の初期に主張を明示すれば長期化することはないが、黙秘が継続し、主張が明らかにならないと長期化するとの指摘があった。また、弁護士の側からは、捜査段階から黙秘することにより、被告人の捜査段階での供述と被告人から聞き取った内容のそごを確認したり、問題がある供述がある場合に、その供述に至るまでの取調べの録音録画を確認したりする必要がなくなるため、一概に長期化に結びつくものではないとの指摘があった。一方、検察官が想定していなかったような主張が弁護士から出され、検察官において補充捜査が必要になると、公判前整理手続が長期化するとの指摘もあった。

イ 当事者の訴訟活動及び裁判所の訴訟指揮について

(ア) 証拠開示

証拠開示については、上記のとおりデジタル証拠は膨大に及ぶことがあり、捜査機関における解析、検察官による開示の弊害の検討、紙での謄写、弁護士による分析の各段階で長期化するとの認識が法曹三者から示された。また、弁護士の側から、①任意開示の内容が必ずしも十分なものであるとは限らず、必要な証拠が全て開示されたことを確認するために類型証拠開示請求や争点関連証拠開示請求を行う必要がある、②開示証拠と証拠一覧表との対応関係が示されておらず、その確認に時間を要するとの指摘があった。これに対し、検察官の側からは、①弁護士が起訴後に幅広く証拠開示を受け、全ての証拠に合致して被告人にとって最も有利なストーリーを主張するというケースセオリーの手法を取る場合、類型証拠開示請求を重ねた上で、予定主張記載書面を段階的に提出して、これと併せて数回にわたって争点関連証拠開示請求が行われることも少なくなく、そのような場合には、公判前整理手続が長期化するとの指摘や、②証拠一覧表が証拠と紐付きになれば迅速化に資するとの意見に対し、そもそも明示が義務付けられておらず、証拠一覧表を早期かつ正確に交付しようとする、標目のみの記載の対応となるとの指摘や、弁護士から個別に証拠の内容について問われれば、個々の事案に応じて口頭で答えたり、一覧表に鉛筆書きで対

応関係を付記したりすることもあるが、一覧表作成から付記することは迅速性の点で問題があるとの指摘があった。

(イ) 主張整理等

主張整理についてみると、検察官の側からは、①弁護人の予定主張がなかなか明示されず長期化する、②予定主張が概括的なものにとどまる場合、例えば「公訴事実は全て争う」との主張のみの場合、間接事実型の事件において、検察官が主張する個々の間接事実について反論を明示しない場合等には、検察官として求釈明を行って対応せざるを得ず、そのやりとりによって長期化する、③結局弁護人の主張が具体化されないと、検察官は考えられるあらゆる主張に対する手当を網羅的に行わなければならない、その分公判が長期化し、ひいては裁判員に対して審理のポイントも伝わりにくくなるといった意見や、裁判所が検察官の主張する間接事実を推認力が低いという理由で取下げを促すことについては苦々しく思うことがあるとの意見があった。他方、弁護人の側からは、①検察官が弁護人に対して間接事実の認否を求釈明することが増えている、②例えば、精神科への通院歴のある被告人の責任能力を争う場合等、当事者のどちらからどの程度主張するのか当事者間にかみ合わないことがあるといった意見があった。また、裁判所の訴訟指揮については、弁護人の側からは、裁判体によっては、検察官と弁護人の主張を過度に細部までかみ合わせようとするところがあるという指摘があり、検察官の側からは、むしろ裁判所においては、立証命題との関係で当事者双方の主張がどのように論理的に関係し、必要性があるのかといった点も含め、もっと積極的に争点整理すべきとの指摘があった。これらの意見に関し、裁判所の側からは、公判前整理手続では、証拠調べの範囲を決めて、審理計画を立てられれば足りることから、あまり細かく争点整理を行わないという裁判体と、当事者間で認識を共通化させるため、比較的細かく主張のかみ合わせを行うという裁判体があった。ただし、前者の裁判体でも当事者間で認識が大きくずれないように当事者同士では問題意識を交換するよう促しており、後者の裁判体でも不必要な求釈明は答える必要はないと裁判体において交通整理をしているとの紹介があった。

ウ 現状に対する評価

被告人の迅速な裁判を受ける権利や、証人の記憶が減退しかねないことなどを踏まえ、公判前整理手続を迅速に進めることが望ましいことについては法曹三者の意見がおおむね一致していた。もっとも、弁護人の側からは、被告人の防御のためには十分な検討が必要であるとして、時間がかかるのはやむを得ないといった意見もあった。このほか、個々の裁判員裁判が終了した後に当該事件を担当した法曹三者が集まって振り返りの会をすると、もう少し迅速化できたことが明らかになる事件は少なくない、やるべきことはやっているつもりだが、なお目指すべきところはある、ここ一、二年審理期間が長期化しているのは新型コロナウイルス感染症の影響であり、その影響を脱し切れていないといった意見があった。

(2) 公判前整理手続の充実・迅速化に向けて採られている方策等について

ア 個々の事件において採られている方策

(ア) 起訴後早期の打合せ

公判前整理手続の充実・迅速化のための方策として従前から行われている、起訴後早期の打合せについては、弁護人からおおまかな主張の見通しや問題意識について聴取したり、これに応じた証拠の任意開示を検察官に促したりすることで、手続を促進することができるなど、一定の意義があることについて、法曹三者の間で共通の認識が示された。もっとも、当事者の側からは、あまりに早期だと弁護人から何も言うことができず、単なる顔合わせになってしまうとの意見があった。これに対しては、裁判所の側から、打合せを単に早期に行うことそのものを目的としているわけではなく、当事者の要望を聞きながら、事案ごとに打合せの時期や内容を検討しているとの意見があった。

(イ) 公判期日の仮予約

同様に従来から行われている公判期日の仮予約については、証人予定者や審理の規模が明らかになった

段階でできる限り早期に公判期日の仮予約をすることで、仮予約した日程に向けて集中して準備を進めることができるので、迅速化に資する取組であること、ただし、これはあくまでも「仮」のものであり、当事者の準備状況に合わせて柔軟に予定の変更を行うことを前提とするものであることにつき、法曹三者の間で認識が一致していた。

(ウ) 口頭議論

公判前整理手続期日において、当該事件のポイントとなる部分がどこにあり、そのために必要な証拠が何であるかについて口頭で議論をすることは、法曹三者間で共通認識を得るために有用であることは法曹三者の間で認識が一致し、迅速化にも資するものであるとの意見もあった。また、裁判所の側からは、当事者が書面を提出するには時間がかかるが、主張のおおよその方向性について口頭で確認し、必要な部分だけ書面を提出してもらおうといった工夫も紹介された。さらに、裁判所から予め期日で協議する事項について連絡をすることで、それぞれが事前に準備して活発な議論ができるとの意見も法曹三者から共通して出された。

(エ) その他

このほか、裁判所の側から、書面の提出管理については、書記官が、裁判体が次回期日に何をするつもりかを把握した上で、公判前整理手続期日間に当事者に提出を促すなど、書記官の積極的な関与の在り方について紹介があった。

イ 個々の事件の処理を超えて採られている方策

いずれの地域においても、法曹三者の間で、裁判員裁判に関係する事項全般を対象として自由な意見交換を行う協議会ないし意見交換会を年に数回定期的に開催しているところ、その議題としては、専門的知見を要する事件を適正かつ合理的な期間内に実施するための工夫等、裁判の迅速化に関するものも繰り返し取り上げられていることが紹介された。このほか、裁判所と検察庁又は弁護士会との二者の協議会や、部総括裁判官・公判部長検察官・刑事弁護委員会のシニア層での協議会、若手の法曹三者での勉強会など様々なチャンネルで意見交換をしていることが紹介された。このような協議会等については、法曹三者が事件を離れて率直に意見交換を行うことを通じて、公判前整理手続の充実・迅速化に関する共通認識が形成しやすくなるといった意見があった。

また、法曹三者の間の取組として、個々の裁判員裁判が終了する都度、当該事件を担当した法曹三者が集まって振り返りの会が設けられており、その中では、公判前整理手続の進行や期間についても率直な意見交換が行われ、当該事件で生じたあい路を乗り越えるための方法について議論が及ぶこともあることなどが紹介された。検察官の側や裁判所の側からは、振り返りの結果を庁内で集積、共有し、今後の事件に活かすことができるようにしていることが紹介された。

さらに、各庁における取組として、裁判所の側からは、庁内のみならず高裁管内の他の地裁との間で、裁判員裁判対象事件の具体的な事例を基にした議論を定期的に行っていることが紹介された。また、検察官の側からは、公判部長検察官が平成30年に発表された公判前整理手続に関する司法研究（『裁判員裁判において公判準備に困難を来した事件に関する実証的研究』）の内容を踏まえた講義をした上で勉強会を開催し、その録画データを管内の検察官に送付して共有するなどの取組も紹介された。弁護士の側からは、裁判所や検察庁に比べて組織的な取組を行うことが困難であることや、事件数との関係で一人の弁護士が積むことのできる経験に限りがあることなどを踏まえ、単位弁護士会内での研修を充実させるとともに、二人目の国選弁護士については裁判員裁判の経験のある弁護士となるように努めるなどの取組を行っていることが紹介された。

3 検証検討会での議論

1 公判前整理手続の長期化要因等について

(1) 事件内容の変化について

検証検討会では、電子メールや防犯カメラ映像等の客観的証拠の増加、科学的・専門的知見が問題となる事件の増加などの事件内容の変化が長期化に影響を与えていることが改めて確認された。この点に関し、供述に頼るよりも客観的証拠をできる限り重視しようとする流れは基本的に正しいものであるし、従前であれば立証できなかったものが専門的知見を用いて立証できるようになった例もあるかもしれない、いずれもある程度時間がかかるものであるとの意見が出された。他方、客観的証拠や専門家の意見で全部立証しようとする時間がかり裁判員も分かりにくいということが起きかねないという観点から、客観的証拠や専門家証人の必要性を見極めることが必要であるとの意見もあった。また、このような事件内容の変化はいずれも法曹三者の取組を通じて直ちに改善を図ることは容易ではないとの指摘があった。他方、客観的証拠の増加については、客観的証拠が膨大であったとしても、並行して他の争点の準備を進めるなど法曹三者の取組によって迅速化を図られている例があるとの指摘もあった。また、将来的に証拠開示のデジタル化が実現すれば改善が期待できる部分もあるのではないかと意見が出された。

科学的・専門的知見が問題となる事件については、当該分野の専門家が少なく、専門家の確保や協力を得るための調整に労力を要することもあり、その背景には法曹三者のみでは解決し難い制度的・社会的な要因等もあるが、そのような現実の中でも、検察官と弁護士とが一緒に専門家を訪ねて話を聞いてくるなど、地域の実情に応じて法曹三者において円滑な進行のために工夫できるのではないかと意見が出された。責任能力が争われる事件については、精神鑑定の要否の判断も含めて、公判前整理手続の進め方やプラクティスが確立してきているが、それ以外の科学的・専門的知見が問題となる事件についてはプラクティスが確立していないため長期化しがちであり、個別性が強く類型化が難しいものの、事案を積み重ねる中で類型化ができないか検討を続けていくことが必要であるとの意見が出された。

(2) 当事者の訴訟活動及び裁判所の訴訟指揮について

今回の実情調査を踏まえても、当事者はどの程度主張を明らかにすべきか、裁判所はどの程度詳細に争点を整理すべきかといった公判前整理手続の運用の基礎となるべき点について法曹三者の間で共通認識ができていないことが長期化に影響していることが示されているとの意見があった。また、刑事事件では、検察官は、弁護人にできる限り主張を具体化するよう要望し、他方、弁護士は、最小限の主張しか明らかにしたくないなど当事者双方の意向が食い違うことも多いところ、当事者間で対話を重ねてその溝を埋める努力をすべきとの意見があったほか、裁判所において、事案に応じて主張の明確化の程度について方針を示し、これに即して当事者双方を説得するなどして共通認識を図っていくべきとの意見もあった。

また、最近、裁判所の判決が結審から1週間後、1か月後になっているが、そもそも公判で心証を取り、評議し、判決を言い渡すという公判中心主義に立脚すべきはずなのに、上級審で覆されないようにするためか精緻な判決を長い時間をかけて書いているのではないかと、そのような判決が書けるように公判前整理手続も精緻で長くなっているのではないかと感じる、そのような裁判所の意識を変え、以前のように迅速化への思いを強くすべきであるとの意見があった。

2 公判前整理手続の充実・迅速化に向けて採られている方策等について

従前から実践されている、起訴後早期の打合せや公判期日の仮予約、裁判員裁判終了後の法曹三者による振り返りの会等の取組は、有効であると評価しており、司法研修所における研究会においても民事の裁判官からも評価されていたとの意見があった。一方で、起訴後早期の打合せを、なぜその時期に、何を目的として行うのかについて、事件内容等も踏まえて考え、目的意識をもって運用すべきであるとの指摘も

あった。

また、振り返りの会は、運用として定着しているものの、形骸化しているのではないかという懸念があり、この機会を明確に目的設定した上で活用することが必要であるとの指摘があった。具体的には、法曹三者が互いの立場を理解して共通認識を形成することは有意義であり、そのためにはざくばらんに当該事件の苦勞話を披露しあうことも有用であるとの意見や、当該事件における長期化の原因究明やその解決策を具体的に議論できる貴重な機会であり、振り返りの会のたびにこのような事項を話題とすることも考えられるとの意見があった。

法曹三者の勉強会や研究会も有意義であるが、そのような会に出席しない者にもその内容やそのような機会の有用性を広めていく努力を続けなければならないとの指摘があった。

4 今後に向けての検討

前回までの実情調査では、公判前整理手続の長期化については、事件内容の変化、当事者の訴訟活動、裁判所の訴訟指揮など様々な要因が複合的に影響を及ぼしていると考えられること、事件内容の変化は、公判前整理手続の長期化に大きな影響を与えていることがうかがわれるものの、客観的証拠の増加や科学的・専門的知見が問題となる事件の増加といった、社会情勢の変化や科学技術の進展等を背景とするいわば外在的な要因に対して、訴訟関係者の取組により直ちに対処することが容易ではないこと、公判前整理手続を充実かつ迅速なものとするためには、当事者の訴訟活動、裁判所の訴訟指揮を改善していくことにより対応することが相当であることが確認されてきたところであるが、今回の実情調査によっても、このことが裏付けられた。

そこで、当事者の訴訟活動や裁判所の訴訟指揮について更に考察すると、今回の実情調査の結果によれば、公判前整理手続において、当事者の主張をどの程度かみ合わせるか、当事者のどちらからどの程度主張するかといった点について、法曹三者の間で必ずしも認識が一致しておらず、その結果主張等の整理に時間を要して長期化している事案があることがうかがわれたところである。そうすると、引き続き、法曹三者の間で、公判前整理手続では何をどの程度詳細に整理すべきか、裁判所と当事者の役割分担はどうあるべきかといった公判前整理手続の運用の基礎となるべき点について、共通認識を形成していく必要があると考えられる。

また、このような共通認識を得るためには、個々の裁判員裁判が終了した際に行われる振り返りの会を活用し、法曹三者で当該事件での実情を披露しあって相互理解を深めるとともに、話題として長期化の要因や解決策を積極的に取り上げて具体的に議論することが有用であろう。また、その結果を今後の事件にも活用できるように各庁・会で集積することや、法曹三者間で定期的開催される研究会において、この問題を意識的に取り上げるとともに、その結果を、各庁・会内で広く共有することが必要と考えられる。

また、従前から個々の事件において実践されている、起訴後早期の打合せや公判期日の仮予約、口頭議論等については、他分野の裁判官も参加して開催された司法研修所の研究会において、他分野の裁判官からもその有用性が指摘されたところである。一方で、実情調査の結果によれば、このような従前からの取組が時日を重ねて形骸化しているおそれもうかがわれるため、これらの取組の趣旨目的に立ち返りつつ、更に工夫を重ねる必要があるといえる。また、例えば、民事分野においても口頭議論の活性化について議論されており、「ノンコミットメントルール」のような民事分野において意識的に取り組まれている方策もある。これに限らず、法曹三者において視野を広くし、他分野での審理の充実・迅速化に向けた取組や、その根底にある発想を参考にしつつ、今後の取組を進めることも有用であろう。

以上からすると、公判前整理手続の長期化を防ぐためには、法曹三者の間で、現状に危機感を持ち、公判前整理手続が長期化することの弊害や、充実・迅速化に向けた改善の必要性を改めて認識し、公判前整理手続の在り方について更に議論を深め、認識を共有するとともに、そのための具体的な方策についても検討し、共有していくことが有用であるように思われる。